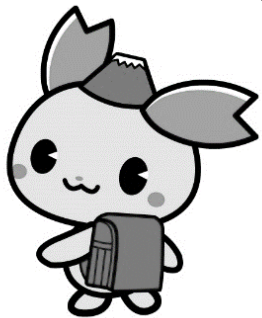


令和7年度就学援助制度

新入学学用品費の入学前支給について

ご希望の方は、次の期間に申請をお願いします。
令和7年10月1日(水)～令和7年12月15日(月)



ふじみ野市では、経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費などの援助を行っています。就学援助費のうち新入学学用品費については、入学前に支給が受けられますので、ご希望の方は申請してください。
なお、新入学学用品費以外の費用については、入学準備保護者説明会等でご案内します。令和8年度就学援助費の支給を希望する方は、今回の申請とは別に、申請(2月以降受付)が必要です。

1 対象世帯

※生活保護を利用している世帯は生活保護費で支給されますので、申請は不要です。

以下のすべての項目に該当する世帯が対象となります。

- ①申請時点でふじみ野市内に居住している世帯(令和8年3月31日以前に転出予定の世帯を除く)
 - ②令和8年4月に公立小学校または公立中学校に入学予定のお子様のいる世帯
 - ③令和7年度就学援助制度の準要保護認定を受けている世帯または認定になる世帯
- ※支給後3月31日までにふじみ野市から引っ越した場合または私立学校に入学した場合には、新入学学用品費を返金していただきますので、引越しや私立学校に入学を予定している世帯は、申請を控えていただきますようお願いします。

2 提出書類

※提出書類に不備がある場合、認定できないことがあります。

【全員が共通して必要な書類】

- ①新入学学用品費入学前支給申請書(兼就学援助申請書)
教育委員会学校教育課、小・中学校、大井総合支所、出張所、ふじみ野市ホームページで配付
- ②振込先口座の通帳または、キャッシュカードのコピー(令和7年度認定を受けている世帯は提出不要)
金融機関名・支店名・口座番号・名義人の記載のある箇所

【該当する方のみが必要な書類】※該当がありましたら、各項目いずれか1点の書類の提出をお願いします。

対象者		必要書類
1	令和7年1月2日以降にふじみ野市に転入した方、ふじみ野市に住民登録していない方等、ふじみ野市役所で所得の情報が確認できない方	令和7年度所得証明書、令和6年源泉徴収票 等 (令和6年分の所得が記載されているもの) 令和7年1月1日時点で住民登録していた市区町村から取り寄せてください。 世帯で収入のある方全員の証明が必要です。コピー可。
	賃貸住宅にお住まいの方	賃貸借契約書のコピー (家賃、期間、契印の記載のある箇所)、 家賃証明書 (学校教育課で用意している様式) 等
	障害者手帳をお持ちの方	障害者手帳の氏名、障害の程度の記載があるページのコピー
2	児童扶養手当の支給	児童扶養手当証書 等
3	市民税の減免または非課税	市税減免通知書 等
4	国民年金保険料の免除	免除・納付猶予申請承認通知書 等
5	国民健康保険の保険料の減免または徴収の猶予	減免決定通知書 等
6	令和6年4月2日以降に生活保護の停止または廃止	保護廃止(停止)通知書 等
7	生活福祉資金の貸付	貸付決定通知書 等
8	失業中等の方	雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票 等
9	減額・休職・休業・被災・罹災により家計が急変した	給与明細書、収支明細書、休職証明書、休業証明書、罹災証明書 等

3 申請方法

提出前確認表(中面)で確認のうえ、インターネットによる電子申請、もしくは提出書類(1世帯で各1枚)を持参または郵送してください。

- 電子申請 右記二次元バーコードから開けるフォームに必要な事項を入力し申請(24時間受付可能)
- 申請書提出先 教育委員会学校教育課(市役所第2庁舎3階)、在籍または入学予定の小学校(事務室)
※学校に提出するときに封筒に入れ、提出すると、学校教育課にそのまま届けられます。
※大井総合支所・出張所では受付できません。
- 郵送宛先 教育委員会学校教育課 ※中面の封筒(切り貼りが必要)をご利用できます。



▲電子申請

4 支給内容

- 支給額 新小学1年生 57,060円 新中学1年生 63,000円
- 支給時期 令和8年2月下旬
認定の可否については、書類審査の後、申請者全員に1月末までに通知します。2月になっても届かない場合には、下記の学校教育課学務係までお問い合わせください。

5 認定となる所得の目安

所得金額は目安です。世帯構成により異なります。所得金額は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄の金額、もしくは確定申告書の「所得金額合計」欄の金額です。

世帯	世帯構成(年齢)	所得金額(持家)	所得金額(賃貸)
2人	親(35) 子(5)	212 万円程度	309 万円程度
3人	親(35) 子(5) 子(2)	275 万円程度	372 万円程度
3人	父(37) 母(35) 子(5)	243 万円程度	340 万円程度
4人	親(35) 子(8) 子(5) 子(3)	368 万円程度	465 万円程度
4人	父(40) 母(38) 子(8) 子(5)	315 万円程度	411 万円程度
5人	父(43) 母(41) 子(11) 子(8) 子(5)	382 万円程度	479 万円程度
6人	父(46) 母(44) 子(14) 子(11) 子(8) 子(5)	482 万円程度	579 万円程度
7人	父(49) 母(47) 子(17) 子(14) 子(11) 子(8) 子(5)	554 万円程度	651 万円程度

6 注意事項

- ①申請後、転出等により、支給要件に該当しなくなった場合は、すみやかに学校教育課に連絡をしてください。
- ②支給後に支給要件に該当しなくなった場合は、全額返金していただきます。
- ③令和8年4月1日以降ふじみ野市から転出した場合、新入学学用品費を返金する必要はありませんが、転出先の自治体に本市で新入学学用品費を支給した旨を通知します。
- ④今回の新入学学用品費の支給を受けた世帯は、令和8年度に新入学学用品費の支給はありません。
- ⑤今回の新入学学用品費の支給を受けられなかった世帯でも、令和8年度就学援助制度の認定を受けた場合には、入学後(1学期終了後)に支給します。
- ⑥令和8年度就学援助の支給を希望する方は、今回の申請とは別に、申請(2月以降受付)が必要です。入学準備保護者説明会等でご案内します。

7 その他

□小学生または中学生がいる就学援助を受けていない世帯は、同時に今年度の申請ができますので、この機会にご申請ください。この同時申請で認定になった方には、令和8年3月まで支給します。

問合せ先 ふじみ野市教育委員会 学校教育課 学務係
〒356-8501 ふじみ野市福岡1-1-1
電話 049-220-2084(直通)
FAX 049-267-3737(直通)
Eメール gakumu@city.fujimino.saitama.jp

